

産後ケア事業の拡充等について

本市では、平成 26 年度から、生後 3 箇月未満の乳児及びその母親を対象に、身近な地域で安心して育児を開始し、子どもが健やかに成長できるよう、産婦への心身のケアや育児サポート等の支援等を行う産後ケア事業（「京都市スマイルママ・ホッと事業」）を実施しています。

このたび、令和 3 年 4 月に母子保健法が改正され、これまで任意であった産後ケア事業が市町村の努力義務になるとともに、対象者が出産後 1 年未満に拡大されたことなどを受け、本市産後ケア事業についても、令和 3 年 10 月 1 日から事業内容の拡充等を実施しますので、御報告いたします。

拡充等に当たっては、すみやかに実施基準等の周知を行い、実施機関の確保に向けた取組を進めてまいります。

また、今般の新型コロナ禍において、親族のサポートを前提とした母親支援が実現できなくなるなど、妊婦が不安を抱えたまま分娩に至る現状等を踏まえ、産後の不安を払拭し、産後うつを未然に防止するための支援の更なる充実に向けて、引き続き取り組んでまいります。

1 国の産後ケア事業に係る拡充

(1) 母子保健法に新たに位置付けられた内容

ア 実施に係る努力義務の設定

各市町村に対して産後ケア事業の努力義務を設定

イ 対象者の設定

出産後 1 年を経過しない女子及び乳児を設定

ウ 人員、設備及び運営に関する基準の設定

本事業の実施に係る基準を省令で設定

エ 他機関・事業との産前からの連携

支援の一体的な実施に向けて、母子健康包括支援センター（本市では「子どもはぐくみ室」が対応）その他の関係機関等との連携を規定

(参考) 母子保健法改正前後の比較

	改正前	改正後
実施根拠	母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱	母子保健法第 17 条の 2
開始日	平成 26 年 5 月	令和 3 年 4 月（施行）
市町村の努力義務	なし	あり
対象者	出産後 4 箇月頃まで	出産後 1 年を経過しない

2 本市の産後ケア事業に係る拡充

(1) 主な拡充内容

ア 対象者の拡大

(7) 対応案

国の改正に基づき、対象者を出産後1年を経過しない女子及び乳児に拡大（従来は3箇月未満まで）

(イ) 理由

国において、対象者が拡大された理由として、「低体重児等の場合に、入院期間の長期化で退院時期が4箇月を超える場合もあることや、産婦の自殺は出産後5箇月以降にも認められるなど、出産後1年を通じて、メンタルヘルスケアの重要性が高いことなどを踏まえた」といった内容が示されたため。

イ 実施委託機関の拡充

(7) 現状

本市ではこれまで、産褥期の高い専門性をもってケアを提供し、対象者に心身の不調が生じた際にも迅速に対応できるよう、国よりも厳しい基準である「分娩取扱いのある医療法に定める病院、診療所、助産所」に限定して事業を実施

(イ) 対応案

今回、国に合わせて対象者を出産後1年未満まで広げることに伴い、利用者の増加やニーズに対応するため、本市では、省令に加え、安全面も配慮した本市独自の基準を設け（別紙参照）、分娩取扱いのある病院等以外でも、質を確保して実施できるよう拡充

(2) 拡充時期

令和3年10月1日

※ 対象者の拡大に係る経費については、令和3年度から適用された税制改正に伴う産後ケア事業の非課税化及び以下の食費に関する見直しにより、現時点では追加で要しない見込み。

3 食費に関する見直し

これまで、食費を事業費で支弁してきましたが、本来、食費はサービス利用の有無にかかわらず発生する費用であることから、食費分については、各実施委託機関において実費相当額を利用者から別途徴収することとします。これに伴い、食費分に係る金額については事業費から差し引くこととします。

また、これまででは生後3箇月未満の乳児（とその母親）が対象であったため、離乳食代については事業費に含んでいません。対象者の拡大後は、必要に応じて、実施委託機関において利用者から、離乳食代（実費相当額）を別途徴収することとします。

4 事業費及び利用料

(1) 人員配置基準に係る事業費の設定

出産後3箇月未満の母子の受入については、国において、「褥婦や新生児に対する専門的ケアを行うことから、助産師を中心とした実施体制での対応とする」と示されていることから、本市独自の人員配置基準として、3箇月未満の母子を受け入れる場合は助産師の配置を必須とします。

なお、3箇月以降の母子の受入については助産師の配置を必須としないことから、3箇月以降の事業費について、3箇月未満の事業費から、50円/時間を差し引くこととします*。

※ ショートステイ：50円×24時間＝1,200円 / デイケア：50円×8時間＝400円

(2) 事業費料及び利用料

「3」及び「4(1)」を踏まえ、以下のとおり変更します。

なお、食費相当額として、事業費から差し引く金額は、厚生労働省が定める「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」の入院時食事療養費を参考に、大人1食640円で計算することとします。

<令和3年4月～(現行)>

所得階層	ショートステイ			デイケア		
	事業費	利用料	本市支出額	事業費	利用料	本市支出額
高所得	27,778円	13,880円	13,898円	13,889円	6,940円	6,949円
一般所得		5,550円	22,228円		2,770円	11,119円
低所得		550円	27,228円		270円	13,619円



事業費から食費を差し引く

↳ ショートステイ: 640円×3食=1,920円
 デイケア : 640円×2食=1,280円

<拡充後(3箇月未満)>

※食費は実費相当額を自己負担

所得階層	ショートステイ			デイケア		
	事業費	利用料	本市支出額	事業費	利用料	本市支出額
高所得	25,858円	12,920円	12,938円	12,609円	6,300円	6,309円
一般所得		5,170円	20,688円		2,520円	10,089円
低所得		510円	25,348円		250円	12,359円

<拡充後(3箇月以降)>

※食費は実費相当額を自己負担

所得階層	ショートステイ			デイケア		
	事業費	利用料	本市支出額	事業費	利用料	本市支出額
高所得	24,658円	12,320円	12,338円	12,209円	6,100円	6,109円
一般所得		4,930円	19,728円		2,440円	9,769円
低所得		490円	24,168円		240円	11,969円

産後ケア事業 所得階層区分

所得階層	対象世帯
高所得	夫婦の所得の合計額が730万円以上の世帯
一般所得	その他(高所得, 低所得以外)世帯
低所得	市民税非課税世帯, 生活保護受給世帯

5 今後のスケジュール

令和3年 7月頃 拡充内容の広報発表 (周知及び新規実施機関の募集開始)
 現在委託している21施設に対して1年未満の受入可否を確認
 令和3年10月1日 拡充等の開始 (対象者拡大, 実施機関拡充)

本市が定める実施基準（_____は本市独自基準）

1 人員基準

- ・ 管理者の設定（看護職との兼務可能）
- ・ 看護職（助産師、保健師又は看護師のいずれか）の常時1名以上の配置
- ※ 看護師は、小児科または産婦人科での勤務経験を条件とする
- ・ 心理に関する知識を有する者その他事業の実施に必要な者の配置
- ・ 出産後3箇月未満の母子の利用時における助産師の配置
- ・ 母子10組に対して少なくとも1人の看護職の配置
- ・ 緊急時でも無人とならない体制の確保

2 運営基準

- ・ ショートステイの場合は1日で母子1組以上、デイケアの場合は1日で母子2組以上の受入体制の確保
- ・ 食事の提供
- ・ 以下に規定するサービスの提供

1 母体管理及び生活面の相談・指導	2 乳房手当て、乳房トラブルケア
3 発育及び発達のチェック	4 体重及び排泄のチェック
5 スキンケア	6 授乳方法に関する助言・指導
7 沐浴の実施及び方法に関する助言・指導	8 在宅での育児に関する相談・指導
9 カウンセリング等の心理面のケア	10 その他必要とする保健相談・指導
11 離乳食に関する助言・指導	

- ・ おおむね20組以上の同時入所の禁止
- ・ 本市開催の研修会への参加
- ・ 利用者の安全確保計画の策定及びサービス提供者への研修の実施等、安全な事業提供確保措置の実施
- ・ 緊急時における体制確保及び医療機関連携
- ※ 出産後3箇月未満の母子の受入→産婦人科との連携が望ましい
- ※ 出産後3箇月以降の母子の受入→小児科との連携が望ましい

3 設備基準

- ・ 居室の確保（床面積は母子1組当たり6.3㎡以上。共用施設可。）
- ・ カウンセリングを行う部屋及び乳児の保育を行う部屋、その他事業の実施に必要な設備の確保（本来の利用に支障がない範囲内において、空室となっている居室を活用することも可能）
- ・ 入浴施設の確保（沐浴指導が実施できる設備含む。共用可。）
- ・ 保健衛生上必要な換気、採光、照明、防湿及び防水、排水の設備の設置及び定期的な保守点検、維持管理
- ・ 出入口及び窓を除き、居室と他の居室及び居室以外の施設との境は、壁または、板戸、ふすまその他これらに類するもの（固定されたもの）で区画すること
- ・ 居室へのベットもしくは寝具の備えつけ
- ・ サービス提供者の居室やスタッフルームの確保
- ・ ナースコール等を用いたサービス提供者と利用者の円滑な連絡体制の確保
- ・ 耐震基準の適合
- ・ 避難経路の二方向確保

4 衛生管理基準

- ・ 衛生上、防火上及び保安上安全と認められる設備構造
- ・ 利用者が使用する器具の定期的な消毒
- ・ 敷布、布団カバーの利用者ごとの洗濯
- ・ 施設の内部及び周囲の清掃・消毒及びねずみ・昆虫等の駆除の実施・清潔維持
- ・ 便所の防臭・防虫の措置及び定期的な消毒・清潔維持
- ・ 洗面用水の飲用に適する水の使用
- ・ 以下に規定する入浴施設の基準の適合

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 入浴施設器具の居室ごとの清掃及び定期的な消毒2 浴槽湯水の利用ごとの完全入替3 浴用湯水の水道水その他の清浄な湯水の使用 |
|--|

5 その他基準

- ・ 虐待防止に関する基準の遵守
- ・ 暴力団の排除に関する基準の遵守
- ・ 記録の整備に関する基準の遵守
- ・ 本市調査権に関する同意